

土 木 環 境 委 員 会 記 録  
< 第 4 号 >

令和 4 年第 7 回 沖 繩 県 議 会 ( 11 月 定 例 会 )

令和 4 年 12 月 23 日 ( 金 曜 日 )

沖 繩 県 議 会

## 土木環境委員会記録<第4号>

---

### 開会の日時

年月日 令和4年12月23日 金曜日  
開 会 午後2時34分  
散 会 午後2時44分

---

### 場 所

第2委員会室

---

### 議 題

1 乙第13号議案 債権の放棄について

---

### 出席委員

委員 長	瑞慶覧	功 君
副委員 長	下 地 康	教 君
委 員	仲 里 全	孝 君
委 員	座 波	一 君
委 員	呉 屋	宏 君
委 員	玉 城 健一郎	君
委 員	島 袋 恵 祐	君
委 員	比 嘉 瑞 己	君
委 員	崎 山 嗣 幸	君
委 員	新 垣 光 栄	君
委 員	金 城 勉	君

委員外議員 なし

---

## 欠席委員

照屋守之君

---

○瑞慶覧功委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

乙第13号議案を議題といたします。

12月16日に実施した本委員会において本案を閉会中の継続審査にするよう議長に申し出ましたが、本日の会議で否決され、本日午後3時までに審査を終了するよう決定されましたので審査を行います。

休憩いたします。

(休憩中に、委員会の進め方について協議した結果、質疑は行わず直ちに採決に入ること意見の一致を見た。次に、議案の採決方法等について協議)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

座波一委員。

○座波一委員 乙第13号議案の採決なんですけれども、そもそもこの乙第13号議案において、我々は反対する方向ではなく、賛成の方向で議論を続けていこうということで審査を続けてきたわけですね。審査をすればするほど、やはりこれは非常に、もう少し審査すべき、深めるべきであるということが日増しに高まったわけです。あわせて、執行部も不手際を認めて、そしてわびた形を見せたわけなんですけれども、そういうことから言って、やはりここは対立すべき案件ではなかったと今でも思っております。

しかしながら、結局動議において継続審査が認められなかった。極めて残念な結果であって、ここは我々も、だからと言ってじゃあ採決できるものかという疑問がまだ残っているわけですね。

議論の結果、採決にこれは加われない。もちろん賛成もできないということで、本来の我々の会派の目的が継続審査だったという筋を通して求めていく立

場ですので、退席させていただきます。自民党は退席します。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、沖縄・自民党所属委員退席)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

これより、乙第13号議案債権の放棄について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第13号議案は可決されました。

休憩いたします。

(休憩中に、沖縄・自民党所属委員入室。その後、新垣委員から附帯決議についての提案があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

次に、乙第13号議案債権の放棄についてに対しては、新垣光栄委員から附帯決議案が提出されております。

なお、附帯決議案はお手元に配付してあるとおりであります。

よって、この際乙第13号議案に対する附帯決議を議題として提出者から趣旨説明及び質疑を省略の上、これより直ちに採決を行います。

これより、乙第13号議案に対する附帯決議を採決いたします。

お諮りいたします。

本附帯決議案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第13号議案に対する附帯決議は可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の処理は終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 瑞慶覧 功